# **（参考資料１１）　M&A仲介契約/FA契約　重要事項説明書サンプル【本文６７ページ以下】**

**重要事項説明書**

（M&A仲介契約/FA契約）

令和 年 月 日

　殿（甲）

　M&Aの仲介契約又はFA契約の内容等について、中小M&Aガイドラインに基づき、次のとおり説明します。

（乙）
商号又は名称：
代表者：
住所：
連絡先

**この書面には、**[ ] **仲介契約 又は** [ ] **FA契約を締結する上での留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はご確認ください。**

1. **仲介契約とFA契約の違いと特徴及びこれから締結しようとする契約**

|  |
| --- |
| ・仲介契約仲介者は、M&Aの当事者双方から依頼を受けます。依頼者のM&Aの相手方（候補先を含む。）に対して、依頼者に対して提供するのと同様の業務を提供します。また、依頼者からのみならず、相手方からも手数料の支払を受けることが通常です。M&Aの当事者双方から依頼を受けているため、いずれか一方の利益のみを優先的に取り扱うことはできないものの、双方の意向を一元的に把握し、双方の共通の目的であるM&Aの成立を目指し、助言や調整を行います。・FA契約ファイナンシャル・アドバイザー（以下「FA」といいます。）は、M&Aの当事者の一方のみから依頼を受けます。依頼者のＭ＆Ａの相手方（候補先を含む。）に対して、依頼者に対して提供するのと同様の業務を提供することはありません。依頼者からのみ手数料の支払を受け、相手方から手数料の支払は受けません。M&Aの当事者の一方のみから依頼を受けているため、依頼者の意向を踏まえて、依頼者にとって有利な条件でのM&Aの成立を目指し、助言や調整を行います。 |

**貴社又はあなた（甲）と当社（乙）との間の契約類型は、以下のとおりです。
【該当する契約類型（□）に✓が入っています。】**

[ ] **当社（乙）は、貴社又はあなた（甲）のM&A取引の相手方となる者に対しても、甲に提供する業務と同様の業務を提供します（仲介）。その場合には、甲の相手方からも手数料を受け取ります。（仲介契約）※**

[ ] **当社（乙）は、貴社又はあなた（甲）のM&A取引の相手方となる者に対しては、甲に提供する業務と同様の業務を提供しません（FA）。甲の相手方からは手数料を受け取りません。（FA契約）**

* 中小M&Aガイドラインにおいて仲介者は、利益相反のリスクを最小限とするため、最低限、以下のような措置を講じることが必要であるとされています。
	+ 譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と仲介契約を締結する仲介者であるということ（特に、仲介契約において、両当事者から手数料を受領することが定められている場合には、その旨）を、両当事者に伝える。
	+ バリュエーション（企業価値評価・事業価値評価）、デュー・ディリジェンス（DD）といった、一方当事者の意向を踏まえた内容となりやすい工程に係る結論を決定しない。依頼者に対し、必要に応じて士業等専門家等の意見を求めるよう伝える。
	+ 仲介契約締結に当たり、予め、両当事者間において利益相反のおそれがあるものと想定される事項について、各当事者に対し、明示的に説明を行う。また、別途、両当事者間における利益相反のおそれがある事項（一方当事者にとってのみ有利又は不利な情報を含む。）を認識した場合には、この点に関する情報を、各当事者に対し、適時に明示的に開示する。
1. **仲介業務/FA業務の範囲・内容**

|  |
| --- |
| **当社（乙）が貴社又はあなた（甲）に対し、提供する業務は、以下のとおりです。*** ●●
 |
| **当社（乙）が貴社又はあなた（甲）に対し、提供しない業務は、以下のとおりです。*** 仲介の場合、乙（仲介者）は、バリュエーション（企業価値評価・事業価値評価）、デュー・ディリジェンス（DD）といった、M&A取引の一方当事者の意向を踏まえた内容となりやすい工程に係る結論を決定することはできません。必要な場合には、公認会計士、税理士、中小企業診断士、弁護士等の専門家の意見を求めてください。
* ●●
 |

※なお、仲介業務については、中小M&Aガイドラインにおいて、M&A取引の一方当事者の意向を踏まえた内容となりやすい以下の行程について、以下の措置を講ずることとされています。

* バリュエーション（企業価値評価・事業価値算定）
仲介者は、確定的なバリュエーションは実施すべきでない。
* デュー・ディリジェンス
仲介者は、デュー・ディリジェンスを自ら実施せず、デュー・ディリジェンス報告書の内容に係る結論を決定すべきでない。依頼者に対し、必要に応じて士業等専門家等の意見を求めるよう伝える必要がある。
1. **依頼者が仲介者/FAに対して支払う手数料並びにその支払の条件、時期及び方法
【契約内容となっている箇所（□）に✓が入っています。】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 着手金[ ] あり[ ] なし | 金額/算定方法 | [ ] 金額 　　　　　　円（内訳：税抜価格 円、消費税額等 円）[ ] 算定方法 |
| 支払条件支払時期 |  |
| 支払方法 |  |
| 返還※ |  |
| 月額報酬[ ] あり[ ] なし | 金額/算定方法 | [ ] 金額 　　　　　　円（内訳：税抜価格 円、消費税額等 円）[ ] 算定方法 |
| 支払条件支払時期 |  |
| 支払方法 |  |
| 返還※ |  |
| 中間金[ ] あり[ ] なし | 金額/算定方法 | [ ] 金額 　　　　　　円（内訳：税抜価格 円、消費税額等 円）[ ] 算定方法 |
| 支払条件支払時期 |  |
| 支払方法 |  |
| 返還※ |  |
| 成功報酬[ ] あり[ ] なし | 金額/算定方法 | [ ] 金額 　　　　　　円（内訳：税抜価格 円、消費税額等 円）[ ] 算定方法 |
| 支払条件支払時期 |  |
| 支払方法 |  |

※M&Aが成立しなかった場合であっても、支払った着手金・月額報酬・中間金が返還されないことが合意される場合があり、それを記載するものです。

※本ガイドラインにおいて、成功報酬に関して、最低手数料を設定している場合や既に支払いを受けた手数料を控除して成功報酬を算定する場合は、その旨の説明が求められます。

1. **手数料に含まれていない実費等の負担**[ ] **あり（以下の枠内記載のとおり）／**[ ] **なし**

|  |
| --- |
| 　　 |

※依頼者（甲）が仲介者又はFA（乙）に支払う義務を負う費用のうち、手数料に含まれないもの（例：交通費等）を記載するものです。

1. **秘密保持に関する事項**[ ] **あり（以下の枠内記載のとおり）／**[ ] **なし**

|  |
| --- |
| 　　 |

1. **専任条項に関する事項**[ ] **あり（以下の枠内記載のとおり）／**[ ] **なし**

|  |
| --- |
| 　 |

※なお、中小M&Aガイドラインにおいて、専任条項を定める場合の留意点として、以下の点が指摘されています。

* その対象範囲を可能な限り限定すべきである。例えば、依頼者が意見を求めたい部分を明確にした上、これを妨げるべき合理的な理由がない場合には、M&A専門業者は当該依頼者に対し、他の支援機関に対してセカンド・オピニオンを求めることを許容すべきである。
* 仲介契約・FA契約の契約期間を最長でも６か月～１年以内を目安として定めるべきである。加えて、例えば、依頼者が任意の時点で仲介契約・FA契約を中途解約できることを明記する条項等も設けることが望ましい。
1. **直接交渉の制限に関する事項**[ ] **あり（以下の枠内記載のとおり）／**[ ] **なし**

|  |
| --- |
|  |

※なお、中小M&Aガイドラインにおいて、直接交渉の制限に関する事項を定める場合の留意点として、以下の点が指摘されています。

* 直接交渉の制限をする対象となる候補先については、「依頼者が自ら候補先を発見しないこと」及び「自ら発見した候補先と直接交渉しないこと（依頼者が発見した候補先とのM&A成立に向けた支援をM&A専門業者に依頼する場合を想定）」を明示的に了解している場合を除き、あくまで仲介者・FAが関与・接触し、紹介した候補先のみに限定すべきである。
* 交渉の目的を依頼者と相手方との間のM&A取引に関するものに限定すべきである。
* 直接交渉の制限に関する条項の有効期間は、仲介契約・FA契約が終了するまでと限定すべきである。
1. **テール条項**[ ] **あり（以下の枠内記載のとおり）／**[ ] **なし**

|  |
| --- |
| 　　 |

※なお、中小M&Aガイドラインにおいて、テール条項を定める場合の留意点として、以下の点が指摘されています。

* テール期間は最長でも２年～３年以内を目安とすることが望ましい。
* テール条項の対象は、あくまで当該仲介者・FAが関与・接触し、譲り渡し側に対して紹介した譲り受け側のみに限定すべきである。
1. **契約期間及び契約の更新（期間の延長）に関する事項**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 契約期間 | （始期）令和　年　月　日から（終期）令和　年　月　日まで | 年間 |
| 更新 |  |  |

※なお、中小M&Aガイドラインにおいて、専任条項を定める場合の留意点として、以下の点が指摘されています。

* 仲介契約・FA契約の契約期間を最長でも６か月～１年以内を目安として定めるべきである。
1. **契約の解除（解約を含む）に関する事項**[ ] **あり（以下の枠内記載のとおり）／**[ ] **なし**

|  |
| --- |
| 　　 |

※なお、中小M&Aガイドラインにおいて、専任条項を定める場合の留意点として、以下の点が指摘されています。

* 依頼者が任意の時点で仲介契約・FA契約を中途解約できることを明記する条項等も設けることが望ましい。
1. **責任(免責)に関する事項**[ ] **あり（以下の枠内記載のとおり）／**[ ] **なし**

|  |
| --- |
| 　　 |

※なお、仲介者・FAの依頼者に対する損賠賠償責任を修正する旨の条項を依頼者に対して説明することと、当該条項の法的な効力の有無とは別の問題であり、説明したからといって法的な効力が認められる関係にはありません。

1. **契約終了後も効力が存続する条項及びその有効期間**[ ] **あり（以下の枠内記載のとおり）／**[ ] **なし**

|  |
| --- |
|  |

※なお、中小M&Aガイドラインにおいて、直接交渉の制限に関する事項やテール条項を定める場合の留意点として、以下の点が指摘されています。

* 直接交渉の制限に関する条項の有効期間は、仲介契約・FA契約が終了するまでと限定すべきである。
* テール期間は最長でも２年～３年以内を目安とすることが望ましい。
1. **（仲介業務を行う場合）利益相反のおそれがあると想定される事項**

|  |
| --- |
| 貴社又はあなた（甲）とM&Aの相手方（以下「両当事者」といいます。）との間において利益相反のおそれがあるものと現段階ですでに想定される事項は次のとおりです。・一般に、譲り渡し側にとっては譲り渡す事業や会社の株式の譲渡対価はできるだけ高いほうが望ましい一方、譲り受け側はできるだけ安いほうが望ましく、両当事者間の利益が相反するおそれがあります。**・●●** |

以上